

医療法人社団 広恵会 春山記念病院

〒169-0073 東京都新宿区百人町1-24-5

TEL 03-3363-1661 FAX 03-3371-1021

<http://www.haruyama-hosp.com> e-mail : info@haruyama-hosp.com

交通事故による怪我

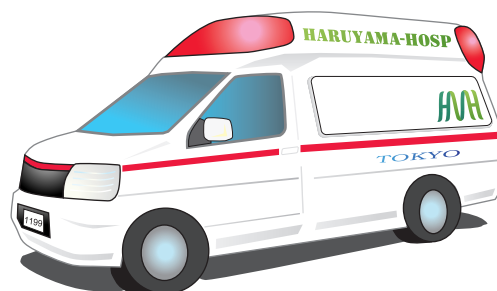
整形外科・救急外来
松枝 秀世

交通事故による怪我で当院の救急外来を受診される方は大変多くいらっしゃいます。ご自身で来院される、もしくは救急車で搬送されて受診されます。歩行者、自転車や自動車、バイクの運転手、車の同乗者等、受傷形態や事故にあわれる方も様々です。

平成29年、本邦において交通事故は47万2165件発生し、死者数3694人、負傷者数58万847人となっています。

交通事故による怪我の症状として、「ぶつけて腫れている」、「傷ができて出血している」「頭をうって吐き気がする」、「爪がはがれた」など枚挙に^{いとま}遑がありません。

「症状は大したことないけど念のため」と救急外来を受診されて、緊急入院や手術が必要になる方は少なくありません。一方、「ぶつけて腫れていて、すごく痛い」にも関わらず、救急外来で確定診断はできず打撲と診断されたり、救急外来ではみつからなかった怪我が後日みつかることもあります。このように、怪我は症状の程度と診断にしばしば乖離が生じます。



症状と診断の乖離の原因として、「痛みの感じ方」があります。とりわけ交通事故後は興奮状態であることや、緊張状態が持続するために痛みを感じにくい状態になっています。また、痛みが強い部位があると、その他の怪我の痛みを感じにくくなってしまいます。痛みは怪我の症状として大変重視する症状ですが、痛みだけでは怪我がみつけれないため、特に交通事故による怪我で受診された場合は、全身を隈なく診察し積極的に怪我をさがします。痛くない部位でも、怪我の可能性を考えてレントゲン検査を行う場合があります。

交通事故にあわれた時は、症状がある時点での受診をおすすめします。また、一度の受診で終わるのではなく、その後も外来通院を継続し、症状の経過を確認することが必要になることがあります。痛みなどの症状が続く場合、更なる精密検査が必要になることがありますので各専門科を受診なさるようお願いいたします。

診療報酬改定について

平成30年4月1日に厚生労働省による診療報酬改定(※)が行われました。

これにより同じ治療内容でも4月から治療費やお薬代が変わったり、患者様の各種ご負担金額が変わる場合があります。

なかでも今回の改定で特に患者様に影響が大きいのは、ご入院中の食事代の標準負担金額の変更です。1食あたり負担金額が1食360円から460円になりました。(住民税非課税世帯の方等、軽減される場合もあります)



食事代の標準負担額は平均的な家計の食費を勘案して厚生労働大臣が定めることとなっています。何卒、ご理解とご了承ください。

しかし、患者様の負担が100円増えるからといって医療機関の収入(報酬)が100円増えている訳ではありません。実際に医療機関へ支払われる食事への報酬は、改定前後で全く変わっておりません。ですので患者様の負担増が医療機関の収入増になっている訳ではないことはご理解下さい。

その他に何かご不明な点がございましたら、お気軽に受付窓口へお尋ねください。



※)診療報酬は医療の進歩や世の中の経済状況とかけ離れないよう通常2年に一度改定(見直し)されます。

感謝状

東京消防庁の開庁70周年にあたり当院の救急医療活動が都民生活の安全と同庁の発展に寄与してきたと、消防総監より感謝状を頂きました。

当院は現在開設して64年目を迎えており、当院も開設70周年に向けてこれからもスタッフ一同、救急医療に精一杯努力してまいります。

平成30年3月



数字で見る!! 春山記念病院



平成29年10月～平成30年3月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
外来患者延べ数	5,039	5,048	5,330	5,121	5,048	5,380	30,966
入院患者延べ数	3,000	2,947	2,994	3,080	2,689	3,029	17,739
搬送救急車台数	327	297	371	275	223	325	1,818
手術件数	118	105	115	129	129	120	716

春山記念病院の理念と基本方針

病院理念

・ 安心で信頼される急性期医療 ・ 治療の継続性を目指した回復期医療 ・ 共に歩む医療

基本方針

1. 急性期疾病と救急医療にあたる地域の中核病院として、常に医療技術の向上を図り、最善の医療を提供します。
2. 医療設備の充実や療養環境などの改善により、病院機能の充実・強化を図り、適切な医療サービスを提供できるよう努めます。
3. 急性期から回復期リハビリテーションへの円滑な移行を通じて治療の継続性を目指します。
4. 患者の皆様の権利を尊重し、信頼関係のもと安全で納得のできる医療を確保するため、患者の皆様自らにさまざまな医療の現場で診療に積極的に参加していただき、より良きパートナーシップを構築するよう心がけます。
5. 健全な経営を維持し、その成果を医療活動を通じて地域に還元します。
6. 地域の医療・福祉機関等と密接に連携を図り、地域のニーズに適応した医療を提供致します。
7. スタッフと病院がともに発展できる、働き甲斐のある職場を目指します。

患者様の権利

当院では下記の患者様の権利を守ることを宣言します。

良質な医療を公平に受ける権利

患者様はだれでも社会的な地位、疾病も種類、宗教などにより差別されることがなく、適切な医学水準に基づいた安全かつ効果的な医療を受ける権利を持っています。

選択の自由の権利

患者様は担当の医師、病院等を自由に選択し、また変更する権利があります。また、いかなる治療段階においても、他の医師の意見を求める権利を有しております。

情報を得る権利

患者様には、自身の病状や治療について医療上の記載されている情報を受ける権利を有しています。また、納得出来るまでわかりやすく十分な説明を受ける権利があります。

自己決定の権利

患者様は、情報と医療従事者の誠意ある助言・協力を得たうえで、自己の自由な意思に基づいて、検査・治療その他の医療行為を受け、選択し、あるいは拒否する権利を有します。

プライバシーを保護される権利

患者様には、医療過程で得られた個人情報の秘密が侵されない権利があります。

尊敬を得る権利

患者様は、病を自ら克服しようとする主体として、その生命・身体・人格を尊重される権利を有します。また痛みをはじめとする苦痛の除去を受ける権利があります。

医療機関の皆様へ

《検査依頼》

検査予約は、下記時間帯で承ります。

平 日 9:00～17:00

土曜日 9:00～16:00

CT、MRI検査や脳波、骨密度検査
などお電話で受付いたします。

TEL : 03-3363-1661 (代表)

《入院依頼》

その他、緊急性の少ない入院の相談は
医療相談係でMSWが承ります。

TEL : 03-5337-7335 (直通)

緊急の入院依頼は、左記の代表番号へ
ご連絡下さい。医師が対応いたします。